



令和元年東日本台風 関連情報  
福島県民間賃貸借上げ住宅  
供与期間が延長されます



ターゲット 13.1

令和2年3月13日

郡山市建設交通部

住宅政策課

担当：中釜 隆行

TEL：924-2631

SDGs ターゲット 13.1 「気候関連災害や自然災害に対する強靱化及び適応の能力を強化する」

令和元年東日本台風の被災に際し、福島県民間賃貸借上げ住宅については、賃貸借契約の期間を1年間としておりますが、甚大な被害状況を踏まえ、さらに供与期間を1年間延長し、最長で計2年間供与されることとなりました。

【福島県民間賃貸借上げ住宅】

入居の期間 <変更前> 原則1年間



<変更後> 原則1年間（再契約により2年間で限度に延長可。ただし、被災住宅の修理等が完了し居住可能となった場合は除く。）

※ なお、供与期間は延長されますが、申込期限は、令和2年5月末までとされておりますのでご注意ください。

民間借上げ住宅



詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/taihu19/21279.html>